

門真市庁舎エリア整備事業専門家会議設置要領

(設置)

第1条 庁舎エリア整備に係る建築、ランドスケープ、ワークプレイス等について、専門的な見地からの意見を聴き、PDO事業者等が遂行する門真市庁舎エリア整備基本計画（以下「計画」という。）、門真市庁舎エリア整備基本設計（以下「設計」）等に反映するため、門真市庁舎エリア整備事業専門家会議（以下「専門家会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 専門家会議は、次に掲げる事項について意見の交換等を行う。

- (1) 計画、設計等の策定に向けた庁舎エリア整備に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、庁舎エリア整備の推進に必要な事項に関すること。

(委員)

第3条 専門家会議の委員（以下「委員」という。）は、学識経験者をもって構成し市長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から設計が終了する時までとする。

(座長)

第5条 専門家会議には座長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 座長は、会務を総理する。
- 3 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、座長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 市長は専門家会議を開催するため、委員を招集する。

(関係者の出席等)

第7条 専門家会議は、必要に応じて関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(事務局)

第8条 専門家会議の事務局は、庁舎エリア整備課に置き、会議に必要な庶務を行う。

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか、専門家会議の運営について必要な事項は、会議で協議のうえ決定する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和6年11月6日から施行する。

(この要領の失効)

- 2 この要領は、設計を公表した日をもって、その効力を失う。